

表 2. 給付費の対国民所得比 1972 年

(%)

	ベルギー	西ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	連合王国	デンマーク
疾病	5.3	7.7	6.3	6.3	7.3	5.6	7.4
老齢, 死亡, 遺族	8.4	11.2	9.1	8.6	10.3	10.2	9.5
廃疾	1.0	1.3	0.3	3.1	2.5	0.7	2.7
労災, 職業病	1.2	1.3	1.0	0.9	—	0.3	0.4
失業	1.2	0.3	0.3	0.4	1.1	1.1	0.9
家族	3.9	2.4	4.6	2.6	3.5	2.0	4.4
その他 1)	1.8	2.9	1.4	1.9	2.4	1.4	1.3
計	22.8	27.1	23.0	23.8	27.1	21.3	26.6

1) 身体障害, 政治的事件, 自然災害に対する給付など。

表 3. 収入総額の項目別構成比 1972 年

(%)

	ベルギー	西ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	連合王国	デンマーク
事業主拠出	46	50	62	54	43	34	10
被保険者拠出	20	24	20	15	36	18	6
政府負担	30	23	16	24	13	40	81
利子収入	4	2	1	3	8	8	3
その他	0	1	1	4	0	0	—
計	100	100	100	100	100	100	100

(唐木英雄 社会保障研究所)

## 新 拠 出 制 年 金 制 度

(ニュージーランド)

ニュージーランドが社会保障法を制定したのは1938年のことである。同名の法律は1935年にアメリカが制定していたのでその点では決して新しくなかった。しかし法律の中身にまで立ち入って検討すると、その名前に値する体系と内容を持つ社会保障法の最初のもはニュージーランドのそれであるといえる。

1938年法は現金給付部門と保健サービス部門の二つからなっていた。このうち

現金給付部門は、それまでバラバラに支給されていた各種給付を統合するとともに、給付の種類とその対象を拡げ、ニードを持つすべての人々に、国の負担で各種給付を支給しようとするものであった。

それら給付の中には資力調査を条件とするものとそうでないものがあったが、いずれにせよ制度のたてまえから、各種給付額は定額を基礎とせざるをえず、そうした伝統は今日まで続いていた。

老人を対象とする給付についてこれを見ると、65歳以上のすべての老人に一定の居住条件さえ満たしていれば定額（夫婦週35ドル—1973年）の年金が支給される国民年金と、所得調査にもとづいて60歳以上の老人に支給される老齢年金（最高額は国民年金と同じ）との二種類の給付が実施されていた。

ところで1974年8月にニュージーランド国民年金法が制定された。これは上に述べたニュージーランドの社会保障に、拋出制の所得比例年金を新たに追加するもので、これにより所得調査をとまなう老齢年金は廃止され、ニュージーランドの年金は、これまでの普遍的な定額年金とそれを補足する所得比例年金の二本建となることになった。以下簡単に新しいニュージーランド国民年金制度を説明する。

### 適 用 範 囲

18歳ないし65歳のすべての被用者には強制的に適用され、政府管掌制度かあるいはそれに匹敵する民間制度に加入しなければならないことになっている。自営業者の場合は任意加入制で、加入しなくてもよいことになっている。

ただし経過的な措置として、法実施時点（1975年4月）で10年間の居住条件を満たす55歳以上の人々は適用をまぬがれることもできる。

### 支 給 開 始 年 齢

定額年金も所得比例年金も65歳から支給され、その際は退職を条件としない。つまり65歳以上であれば就業中であっても両年金が受けられることになる。60

歳以上65歳未満の者については、退職を条件として所得比例年金が支給されることになっているが、定額年金は支給されない。

### 給 付 額

定額年金の額はこれまでどおり、製造業平均賃金の1/3とされている。

比例年金の月額額は、本人の保険料の積立総額とその利子の合計額を基礎に決定される。また既裁定年金は消費者物価によりスライドされることになっている。政策立案者の推計では両年金の合計額は、製造業平均賃金の6割程度になるものと見積られている。

年金受給資格者は積立てられた年金原価の一部を一時金の形で受けることもできる。

寡婦には寡婦年金が支払われるが、その他の遺族にはこの制度による給付はない。

### 財 政

定額年金の方はこれまでどおり一般財政でまかなわれる。

比例年金の財政方式は積立方式でその財源は保険料でまかなわれる。保険料は労使折半で、料率は1975年で労使とも賃金の1%であるが、その後毎年引き上げられ、1980年以降は労使それぞれ4%を拋出することになっている。拋出された保険料は個人名の勘定に積立てられる。

被保険者は保険料率を自由に引き上げ、年金額を高めることもできる。

New Contributory Pension Program in New Zealand, Social Security Bulletin, March 1975, Vol.38, No.3, pp.15-17.